

飯島賢二の 『恐縮ですが...一言コラム』

第 442 回 「旭日雙光章」とは？

2011.10.16

先日ある方の、「旭日雙光章」(きょくじつそうこうしょう)叙勲祝賀会に招かれ参列した。以前は「勲 等」と言う表示だったので、どのくらい重みのある勲章か、比較的すぐに分かったが、今は良く分からなくなった。実はそのような意味合いで、小泉内閣の時、勲章制度の改正がなされた。平成 15 年に栄典関係政令の改正が行われ、新しい「勲章の授与基準」が決定、栄典制度の大幅な見直しが図られた。その主旨は、叙勲の官民格差が改革の対象となったほか時代にそぐわないという点から、数字を用いる「勲 等」形式の勲等が廃止され、勲章の等級が簡略化された。

現在の勲章は、次のようなものである。(出典:内閣府賞勲局)

大勲位菊花章(だいくんいきっかしょう)、**桐花大綬章**(とうかだいじゅしょう)

旭日大綬章又は瑞宝大綬章を授与されるべき功労より優れた功労のある人に授与。大勲位菊花章には大勲位菊花章頸飾(だいくんいきっかしょうけいしやく)と大勲位菊花大綬章(だいくんいきっかだいじゅしょう)の 2 種類がある。皇族、外国元首を除き大勲位菊花章頸飾は戦後 2 名、吉田茂と佐藤栄作のみである。大勲位菊花大綬章は戦後 14 名、鳩山一郎から直近では橋本龍太郎まで、1 名の最高裁長官を除きすべて総理大臣経験者である。生存者は中曽根康弘 1 名のみ。

旭日章(きょくじつしょう)、**瑞宝章**(ずいほうしょう)

国家又は公共に対し功労のあった人に授与され、旭日章は、顕著な功績を挙げた人、また瑞宝章は公務等に長年にわたり従事し、成績を挙げた人に授与される。それぞれに、大綬章・重光章・中綬章・小綬章・雙光章(双光章)・単光章の 6 種類がある。ちなみに平成 23 年春の叙勲者は、大勲位はなし、桐花大綬章 1 名、以下旭日章、瑞宝章まで 4,064 名であった。これは全国民の 0.003%、多いか少ないか、どうだろう。

文化勲章

文化の発達に関し特に顕著な功績があった人に、年 1 回 11 月 3 日に授与される。

平成 22 年まで 351 名が叙勲している。

上記の他に、外国人に対する儀礼叙勲等特別な場合に、女性のみ授与される勲章として**宝冠章**がある。

一部、誤解しているむきがあるが、叙勲には一切、年金などの金銭は付加されない。それは日本国憲法 14 条「榮譽、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴わない」と定められている。ただし、文化功労者に対しては、文化功労者年金法に基づいて 350 万円の年金が支給される。そして、文化勲章は文化功労者の中から選出されるので、結果的に文化勲章だけは、文化功労者として終身年金が贈られるのである。

今回の「旭日雙光章」とは、どうも、従前の「勲五等旭日雙光章」のようである。

勲記には贈呈者として「内閣総理大臣 菅直人」の名が記(しる)されていた。

祝宴で、私の隣に座っていた片山さつき氏(参議院議員 自民党)曰(いわ)く、

「どうもあの名前がねえ～、一刻も早く政権奪取しなきゃ～」...何とも賑やかな人だった。司会者に衆議院議員と紹介され、テレながら修正していた片山さん、やかましいけど、テレビ映りよりグーであった。